

# 包括利益計算の枠組

小野 正 芳\*

本稿は、米国において包括利益の計算が求められた要因、その特徴、およびその意味を明らかにすることを目的としている。財務報告の利用者には、企業における将来のキャッシュ・フロー（以下、CF）を予測するうえで役立つ情報が提供されなければならない。そして、企業における将来CFの予測を行ううえでは、経営者の恣意性が混入する危険性がある不確実性が排除され、過去のCFに関する実績と将来CFを発生させる項目の現在の状況を示している情報が必要となる。ただし、将来CFを発生させ得る項目に対しては、過去の実績を示すうえで用いられてきた実現という認識規準を使うことができないため新たな財務報告のための認識規準が必要となり、財務会計基準審議会（以下、FASB）は実現可能性という規準を提唱した。実現可能性の内容は井尻教授が提唱する「硬度」という概念と一致している。そして、現実に測定・開示されている「その他の包括利益」項目はすべて相当の「硬度」を有している。すなわち包括利益計算では、相当の「硬度」を確保した上で、経営者の主観性に起因する不確実性を除外した過去の実績と現在の状況に関するCF情報の提供が行われる。

**キーワード**：将来のキャッシュ・フロー，利用可能キャッシュ・フロー，過去の実績，現在の状況，予測の出発点

## The Framework of the Measurement of Comprehensive Income

Masayoshi ONO

The purpose of this paper is to clarify the background, the characteristics, and the impacts of the measurement and disclosure of comprehensive income on financial reporting of business enterprises.

The users of financial reporting must be provided with the information which is useful for the prediction of future cash flow of the enterprise. To predict the future cash flow, users require that uncertainties which could be mixed with the discretion of managements should be removed from the information, and that the information should reflect both the result of past cash flow and the present potential of future cash flow. The present potential of future cash flow, however, can not be recognized by the traditional realization criterion. For that reason, new recognition criterion for financial reporting should be set, and FASB proposed the 'realizability' criterion. Realizability concept is same as the concept of hardness discussed by Prof. Ijiri. All of 'other comprehensive income' items disclosed presently satisfy the conditions for hardness. Consequently, by the calculation of comprehensive income, on the condition that requirement of hardness should be satisfied, useful information about past result and present potential of cash flow could be provided without uncertainties due to the subjectivity of managements.

**Keyword** : cash flow, available cash flow, past results, current potential, the starting point of prospect.

\*東京情報大学総合情報学部経営情報学科（非常勤講師）

2004年11月24日受理

Tokyo University of Information Sciences, Faculty of Informatics, Department of Business Administration (part-time instructor)

米国では財務会計基準書第130号 (FAS130)<sup>(1)</sup> によって包括利益の報告が求められ、財務諸表において包括利益と純利益という2つの利益数値が計算されることとなった。本稿では、包括利益の計算が求められた要因、その計算の特徴、およびその意味を明らかにすることを目的としている。

## 1. 包括利益計算が求められるようになった要因

米国では、FAS130によって包括利益の計算・報告が求められるようになった。包括利益は純利益に「その他の包括利益」を加えることによって計算される。FAS130では新たに包括利益を計算・報告することを求めただけであり、包括利益以外の何らかの会計数値を計算しなくてもよいというような規定はない。すなわち、包括利益の計算・報告は、それまで計算・報告されてきた会計数値に加え、新たに「その他の包括利益」項目を計算・報告するものであり、「その他の包括利益」項目が計算・報告されなければ情報内容に不足が生じると判断されたと考えられる。本節では、このような想定のもとで、「その他の包括利益」項目の内容を検討し、包括利益が計算・報告されるようになった要因を明らかにする。

### (1) 個別会計基準における将来キャッシュ・フローの重視

「その他の包括利益」項目には外貨換算会計、年金会計、金融商品会計において計算される項目がある。これらの基準の設定過程を検討してみると、必要な情報が欠けているという批判が行われていたことが明らかである。

#### ① 外貨換算会計

外貨換算に関する基準であった財務会計基準書第8号 (FAS8) では、「外貨で測定されている資産、負債、収益、および費用を (a) ドルで、(b) 米国GAAPに一致した方法で測定すること<sup>(2)</sup>」が換算の目的とされた。また、FAS8では、GAAPについて「現在のGAAPのもとでは、原価で繰り越される資産に関する利得の認識はその販売（あるいは償却）まで待たなければならない、・・・損失はそれが生じたときに認識されるべきであり、繰り越されるべきではない<sup>(3)</sup>」と述べている。したがって、「過去の価格で繰り越される

資産・負債をカレントレートで換算すると原価主義会計から離脱する<sup>(4)</sup>」ので、「現在の実務と大幅に異なるものとなり<sup>(5)</sup>」、それは認められない。その一方で、現在および将来の価格で測定されている資産および負債の変動は、その価格に影響を与える事象が発生したときに認識・測定される<sup>(6)</sup>。販売まで待つて利得（収益）を認識するのは実現主義の適用であり<sup>(7)</sup>、発生時に損失（費用）を認識するのは発生主義の適用である。このように、FAS8では実現主義による会計計算を重視しており<sup>(8)</sup>、フロー計算を重視したものであるといえよう。

そして、海外エンティティーの取引がまるで親会社によってなされたかのように処理するために、外貨建財務諸表の換算の際には過去の価格で測定されている項目を過去のレートで、現在あるいは将来の価格で測定されている項目を現在のレートで換算するテンポラル法が用いられていた。したがって、テンポラル法では、現在あるいは将来の価格で測定されている項目だけが為替レート変動の影響を受ける（会計的エクスポージャー）と考え、現在あるいは将来の価格で測定される項目だけに為替レート変動の影響を反映させることになる。

それに対して、現実的に為替レート変動の影響を受けるのは現在あるいは将来の価格で測定されている項目だけに限られないため、海外エンティティー全体に対する為替レート変動の影響（経済的エクスポージャー）を表す情報が求められた。経済的エクスポージャーとは海外エンティティーが生み出す将来CFに対する為替レートの影響であり<sup>(9)</sup>、過去から現在にわたる為替レート変動の結果、海外エンティティーが生み出す将来CFがどのように変動したのかを表す。例えば、海外エンティティーが原価£1,000の棚卸資産（現在市場価格より低い）と£500の債務を負っており、£1 = \$2から£1 = \$2.5に変動したとする。この時、テンポラル法では債務のみが決算日レートで換算され\$250の換算損失が認識される。一方で棚卸資産は少なくとも£1,000で売却できるため売上収益のドル換算額は\$500より少なくない。ドルの観点からみると、海外エンティティーの財産は少なくとも\$250は価値が高くなるのに対して、テンポラル法では債務に関する損失しか認識されない<sup>(10)</sup>。このような批判はまさに経済的エクスポージャーを表す情報を求めるものとい

えよう。

この例で典型的に示されているように、経済的エクスポージャーは将来CFの変動を表すものであり、先の例のように、その将来CFの源泉は現時点において資産あるいは負債というストックである。そして、先に示したようなFAS8に対する批判は、将来CFの源泉となる項目に対する為替レート変動の影響を反映することを求めるものであり、ストック情報を求める批判であるといえよう。

## ② 年金会計

年金会計基準であった会計基準審議会意見書第8号(以下、APBO8)は年金費用の計算に重点を置いた基準であり<sup>(11)</sup>、ストック面の計算については、年金費用計上額と拠出額との差額を年金資産・負債とする以外の規定はなかった。このようなAPBO8に対して、主に、積立不足額を表す年金負債の重要性に関する批判が起こった。

Lucas and Hollowellは「年金負債は負債として記録されている他の債務と同様であり、もし年金負債が排除されるなら、その貸借対照表は銀行借入金や支払勘定がない貸借対照表と同様に不完全であろう<sup>(12)</sup>」と述べ、年金負債がその他の債務と同様に重要であり、これらの負債が貸借対照表に計上されることで財務諸表の有用性が改善されることを主張している。

例えば、年金費用計上額と拠出額との差額のみを年金負債として計上するならば、年金プランの改定や過去勤務のような過去の事象から生じ、将来の拠出が行われなければならない義務である期限がある負債の存在をあいまいにする<sup>(13)</sup>ので、「年金負債をその他の負債とともに貸借対照表に計上することによって財務諸表の有用性が著しく改善される、と我々は強く考えている<sup>(14)</sup>」と述べ、積立不足額を意味する年金負債を貸借対照表に計上することを主張した。

また、Seaman and Hensoldも「我々は、プランスポンサーの財務諸表における開示が、スポンサーの確定給付年金プランに関連づけられる長期的な財務的債務を評価するのに有用な財務情報を提供すべきであると信じている。プランの債務の現在価値に関して保険数理的に計算された情報は、それらのニーズに有用であり必要である。この保険数理計算を標準化することによって、継続的な時系列比較およびプラン間比較が

可能になる<sup>(15)</sup>」と述べ、母体企業の財務諸表において年金負債が計上されるべきことを主張している。

このような年金負債の計上を主張する見解は、ストック計算の重要性を主張する見解である。積立不足額を意味する年金負債は将来CFである。つまり、このような主張はAPBO8では計算・報告されていなかった将来CFに関する情報が求められたことを意味する。

## ③ 金融商品会計

金融商品会計基準であった財務会計基準書第12号(以下、FAS12)は、原則として、低価法による有価証券の会計処理を求めており<sup>(16)</sup>、「市場性ある持分証券を財務諸表に計上するための手続きが統一されることを保証するための十分な指針を示している<sup>(17)</sup>」ものと考えられるが、いくつかの問題も提起された。

例えば、「低価法は未実現損失だけをそれらが発生したときに完全に認識するが、未実現利得の認識は未実現損失とされた金額に限定される<sup>(18)</sup>」ことになる。未実現利得が生じている場合に、企業はクロス取引を行うことによって、取引前後において同じポートフォリオを有しているにもかかわらず、資産の増加と利益の増加を報告することができる。つまり、「低価法は経済的実質を無視し、(評価益が生じるような一筆者注) 価値の変動を報告しないことによって、利益トレンドを歪める<sup>(19)</sup>」ことになる。このように、低価法による処理は評価損を完全に認識し、評価益を一部しか認識しないため公平ではなく、さらに、評価益が生じている証券を売却および再購入することによって資産額および利益を増加させる不透明な結果をもたらす。

このような批判が行われ、有価証券に限らず金融商品はCFの授受を行う権利あるいは義務の固まりであると考えられるようになった。

例えば、「金融商品を構成する金融資産・負債からのキャッシュフローの授受はその契約の約定時点において権利・義務として確定している。授受金額の絶対額は金利や債券価格等の原資産の将来市況に応じて変動したとしても、その変動条件は契約の約定時点においてあらかじめ定められたものであり、契約当事者による作為や営業努力によって影響を受けるものではない。更に一旦、契約を約定した後に契約不履行とした場合にはそれまで生じた損益相当のパナルティーを伴うことが通常につき、契約の約定は確定的なもの<sup>(20)</sup>」

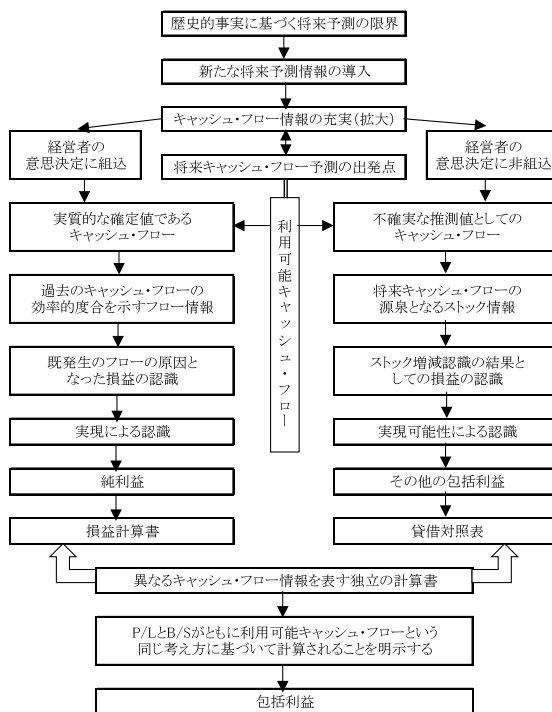
と主張される。つまり、金融商品を、CFの授受を行う権利あるいは義務を表すストックとして計算・報告することを求めるものであると考えられ、その場合には低価法によって計算される評価損だけではなく、評価益もあわせて計算・報告することが求められるようになったと考えられる。

このように、金融商品会計においてもストック計算を求める主張が行われた。そして、ここでも金融商品というストックは将来CFの源泉である。

## (2) 財務会計概念書における将来キャッシュ・フローの重視

将来CFに関する情報が重視されたのは個別的な会計領域だけではない。FASBが設定した財務会計概念書 (CON) においても将来CFに関する情報を提供することが重視されており、CONは会計基準設定の際の指針となるべきものとされている<sup>(21)</sup>。その中で、財務諸表利用者 (以下、利用者) は将来においてCFを獲得することを目的として企業に関わっているため、財務会計および財務報告が利用者のそのような活動に関する意思決定に有用な情報を提供する必要があると主張されている。したがって、財務会計および財務報告でも利用者の主な関心となっている将来CFに関する情報を重視している<sup>(22)</sup>。さらに、このような考え方は、多くの人々の意見を取り入れて最終的なものを確定するデュープロセス<sup>(23)</sup>に沿って行われた結果、なされるようになった考え方であり、将来CFが重視されるべきという相当の合意が形成されているといえよう。このような特徴を持つCONは現実には新しい基準を設定しようとする際には参照されており<sup>(24)</sup>、それゆえ、財務会計全体に対して影響を与えうるものであるといえる。

外貨換算、年金、金融商品といった個別会計基準および財務会計概念書が意味することは、財務会計および財務報告全体においても、将来予測を行うための情報として、将来CFに関する情報が重視されるようになったということであろう。この将来CFの重視が包括利益の計算・報告につながっていると考えられ、次のような包括利益計算の枠組を考えることができる。



以下では、次に示した包括利益計算の枠組を想定するに至った理由を述べていく。

## 2. 重視されるようになったキャッシュ・フローの内容

前節において、CF情報が重視されるようになったことを指摘したが、将来予測のために将来CFに関する情報が重視されるようになったことを指摘するとどまった。ここでは、提供されるべきCF情報が持つべき性格について検討を行う。

### (1) 利用可能キャッシュ・フロー

将来CFに関する情報を提供するという枠組を考える場合、将来CFそのものを情報として提供するという方法が考えられる。例えば、将来において1,000円の売上収入が予想される場合に、それを何らかの形で財務諸表に計上するという方法である。しかし、財務諸表において、将来CFそのものの金額を示すことは不適切であり、実質的に不可能であると考えられる。なぜなら、将来の事象は未知であるからである。CONにおいても、将来の予測を行うのは利用者であると述べられて<sup>(25)</sup>おり、自らが予測する不確実性を組み込ん

で将来を予測すると考えられている。したがって、財務諸表によって報告される情報は、経営者が予測する将来CFそのものであってはならない。

結局のところ、将来予測を行うのが財務諸表利用者であり、財務諸表利用者は将来予測のために財務諸表を利用するのであるから、財務諸表においては将来予測のための出発点を示す情報を提供する必要がある。そのため、経営者が予測する将来の不確実性は、可能な限り財務諸表から排除される必要がある。決算日以降の不確実性を除外し、現在の状況に関する情報を利用者に提供することによって、当該情報が利用者による予測の出発点となり、当該情報に利用者が自らが予測する不確実性を加味して、将来CFを予測することを可能にする。

財務諸表作成の際に計上される可能性のある不確実性には経営者の主観的判断によるCF増減額（以下、主観的増減額）と割引計算による異時点調整額（以下、異時点調整額）が含まれる。主観的増減額とは、経営者が当該項目に関して主観的に判断した場合の将来CF増減額である。例えば、現在所有している資産（あるいは負債）からCFが生じると考えられる場合、そのCFがどのくらいになるかは予測するものによって異なるであろう。ここでいう主観的増減額とは、その所有している資産（あるいは負債）から生じる将来CFに関する経営者の予測である。確かに、現在所有している資産から将来においてCFが生じるであろうが、実際に生じるCFは不確実である。つまり、主観的増減額が含まれた財務諸表数値は経営者個人の予測が加味された情報になってしまうため、除外されるべき性質のものであろう。また、異時点調整額とは将来CFとその現在価値との差額であり、利子率で表される。一般に完全市場でない限り、利子率に関する予測は主体ごとに異なる。割引計算した後の金額を財務諸表に記載する場合、割引計算を行った経営者個人の予測が財務諸表項目に含まれることになる。これら2つの要素は不確実性について、経営者個人の予測が反映されたものとなるため、利用者の意思決定を誤らせる可能性があり、財務諸表から除外されるべき性質を持つものといえる。本稿では、将来CFから主観的増減額と異時点調整額を除いたCFを利用可能CFと呼ぶ。

CONが述べるように、財務諸表利用者は、ある企業から得られるであろうCFを予測するために財務諸表

を利用する。よって、経営者にとってのCFではなく、財務諸表利用者が得られるであろうCFに関する情報を提供する必要がある。将来CFと利用可能CFの関係を図示すれば、以下の通りである。



このように、将来CFから主観的増減額と割引計算による異時点調整額を除外した利用可能CFが、利用者による将来CFの予測の出発点となる情報であるといえる。そして、利用可能CFは財務諸表利用者の予測の出発点となりうるため、FASBがいう将来CFに関する情報であると位置づけることができる。

## (2) 過去の実績と現在の状況

将来を予測する場合、一般に過去の実績と現在の状況を評価することが必要である。これをCFに当てはめると、将来CFを予測するために、過去のCFの実績と将来CFを発生させる項目に関する現在の状況が必要な情報となる。

過去のCFはすでに生じたCFと（CF計算書に記載される売上代金の回収など）、まだ生じていないがすでに生じることが確実であるCF（売上などのCF発生の原因となった事象が損益計算書に記載され、その結果として生じた売掛金などが貸借対照表に記載される）からなる。すなわち、過去のCFは包括利益が計算される以前においても損益計算書および貸借対照表に記載されており、すでに入手できる情報である。

一方、将来CFを発生させる項目に関する現在の状況とは、ある項目から将来において発生すると考えられるCFを意味する。引当金などの将来キャッシュ・アウトフローに関しては一部貸借対照表に記載されてきたが、将来キャッシュ・インフローに関してはほとんど記載されてこなかった。したがって、CFに関する過去の実績と現在の状況を提供しようとするれば、将来において発生すると考えられるCFに関する情報を提供することが必要になる。この将来において発生すると考えられるCFは、現時点ではストックであると考えられるため、貸借対照表に記載されることになるであろう。そのため、CFに関する過去の実績と現在

の状況に関する情報を提供することによって、貸借対照表において将来CF（特にキャッシュ・インフロー）を発生させると考えられる項目に関する現在の状況という新たな情報が提供されることになり、貸借対照表の位置づけは、損益計算の連結環から損益計算書には従属しない独立的なものとなる。

### (3) 利用可能CFとCFに関する実績・見込み

以上のように、将来CFの予測に有用な情報は、利用可能CFである過去のCFに関する実績と、利用可能CFである現在のCFに関する状況に関する情報であることが必要となる。

過去の実績はすでに行われた取引から認識・測定されたものであり主観的判断は含まれておらず、すでに過去のものであるため異時点調整額も除外されている。したがって、CFに関する過去の実績は利用可能CFを表すといえよう。実際にCONでも過去の実績が将来CFの予測に有用であると考えられている<sup>(26)</sup>。

一方、現在の状況として表される情報はまだCFが生じていないものであるため、主観的増減額および割引計算が含まれる可能性があり、主観的増減額と異時点調整額を除外した将来CFを発生させる項目に関する現在の状況に関する情報の提供が必要となる。このような情報が新たに提供されるようになれば、利用可能CFに基づく財務会計および財務報告が行われることとなる。

## 3. 新会計基準におけるCF情報

### (1) 新会計基準におけるCF情報と利用可能CF

「その他の包括利益」項目の計算・報告を求めている外貨換算、年金、金融商品に関する各会計基準書（以下、新会計基準）においても、新たに提供することが求められるようになった情報は、利用可能CFであり、それらの情報を通じて過去の実績および現在の状況に関する情報の開示を行うことが目指されている。

財務会計基準書第52号（FAS52）<sup>(27)</sup>においては、外国業務が、経済的に自立しており、特定の国や特定の経済的環境の中で統一されている（integrated）外国業務と（以下、自己充足エンティティ）、親会社の業務に直結し統合されている構成要素または親会社の拡張として存在する外国業務（以下、従属エンティティ

）に分けられる<sup>(28)</sup>。いずれのエンティティの外貨建財務諸表の換算においても乗じる為替レートに違いがあるものの、一定の時点における市場の合意であるゆえに経営者の主観的増減額と異時点調整額が除外されている為替レートが乗じられるため、換算後の財務諸表は利用可能CFによって測定された項目であるといえる。

また、財務会計基準書第87号（FAS87）<sup>(29)</sup>においては、拠出を受けているにもかかわらず年金を支払うための原資が不足しているという、年金基金における積立不足の一部を追加最小負債として母体企業の財務諸表に反映させることとされた。

FAS87ではまず、年金基金の将来キャッシュ・アウトフローである年金債務から将来キャッシュ・インフローである年金資産を差し引く。この金額は現在における年金基金の積立不足を意味し、母体企業が年金基金に追加的に拠出しなければならない金額を意味する。

年金債務は企業と従業員の契約に基づいて、一定の計算式が適用された結果計算される。つまり、一定の計算式に基づいて将来給付する年金の金額が決定されるのであり、経営者の主観が除外された将来キャッシュ・アウトフローであることは間違いない。ただし、アクチュアリーによって割引計算が行われる。しかし、その割引計算の仮定は財務諸表において開示されており、財務諸表利用者は割引計算の過程を知ることができ、その割引計算が疑わしいとなれば、財務諸表利用者自らが割引計算をやり直すことが可能である。したがって、割引計算がなされる前の金額を知ることができ、実質的には割引計算による異時点調整額が除外されているといえる。すなわち、年金債務は利用可能CFであるといえる。

また、年金資産はほとんどが金融商品であり、金融商品は公正価値によって測定される。ここで、公正価値とは強制売却や清算売却以外で、意思ある当事者間の現在の取引において、金融商品が交換される価値であると定義されている<sup>(30)</sup>。このような公正価値の最良の証拠は公表市場価格であるとされている<sup>(31)</sup>。市場価格は、市場参加者が、少なくとも現在投下した現金以上の現金を将来において得ることができると現在において考えて付す金額であるため、将来CFを表すとともに、為替レートと同様に経営者の主観および割引

計算が除外されているといえよう。そして、市場価格がない場合、公正価値が見積もられる。見積もりに基づいて公正価値を決定する場合、そのために用いた方法および重要な仮定の開示が必要とされる。重要な仮定が開示されることによって、その過程が疑わしいと財務諸表利用者が判断すれば、財務諸表利用者が正しいと思う仮定によって計算し直すことが可能になる。したがって、公正価値が経営者によって見積もられる場合でも、実質的には経営者の主観性が除外され、割引計算が行われる前の情報が提供される。したがって、年金資産も利用可能CFを表しているといえる。

このうち、制度改定を要因とし、まだ費用計上されていないために拠出されていない過去勤務原価に相当する金額は母体企業の負債として計上される。なぜなら、過去勤務原価を償却することによっていずれ必ず拠出されるからである。一方、過去勤務原価以外の積立不足額は年金基金の運用状況が好転しない限り、母体企業が追加的に拠出する必要がある金額を示すことになり、年金資産と年金債務の差額である以上、利用可能CFを表すことになる。

さらに、財務会計基準書第115号および第133号<sup>(32)</sup>では一部の金融商品を公正価値で測定することを求めている。先に年金会計の部分で述べたように、公正価値で測定された金融商品は利用可能CFを表す。

## (2) 新会計基準におけるCF情報と「その他の包括利益」

前項で新会計基準では利用可能CFによる測定が行われていることを明らかにした。その中で「その他の包括利益」項目として報告される項目について検討を加えたい。

### ① 外貨換算会計と「その他の包括利益」

FAS52において、従属エンティティーの外貨建財務諸表の換算から生じる換算差額と自己充足エンティティーのそれとは扱いが異なり、次のように考えることができる。

従属エンティティーは親会社の経営者の意思決定の下で運営されており、親会社の経営者は為替レート変動の影響を考慮して従属エンティティーに活動させている。それゆえ、従属エンティティーが受けた為替レート変動の影響は親会社の意思決定に組み込まれてお

り、従属エンティティーの取引および取引の結果生じた項目は過去の実績と見なす必要がある。為替レートの変動によってCFが増減したと見なす必要があり、現金あるいは現金同等物を受け取ったことを意味する実現<sup>(33)</sup>によって認識・測定する必要がある。したがって、従属エンティティーの外貨建財務諸表の換算から生じる換算差額は純利益に含められる必要がある。

一方、親会社は自己充足エンティティーの個々の取引に関して意思決定を行っているわけではない。それゆえ、個々の取引および取引の結果生じる項目に関する為替レートの変動は親会社の経営者の意思決定に組み込まれておらず、為替レートの変動は親会社の過去の実績として見なされるべきではない。ただし、自己充足エンティティーを所有していることによって何らかの将来CFが生じると考えられるので、当該自己充足エンティティーを所有し続けることがどのように将来CFに結びつくかを表す必要がある。つまり、将来CFの予測に有用な情報を提供するための会計においては、海外にある、すなわち為替レート変動の影響を受ける自己充足エンティティーの存在を示す必要がある。

自己充足エンティティーの財務諸表は、資産および負債を決算日レートで換算し、持分を取得日（発生日）レートで換算する決算日レート法によって換算され、換算差額（換算調整勘定）が生じる。自己充足エンティティーの資産および負債は将来CFの源泉となるため、将来CFを発生させる項目に関する現在の状況を表す。したがって、決算日レートによる将来CFの源泉である資産および負債の換算によって、換算後の資産および負債が利用可能CFを表すことになると同時に、換算の結果測定される換算調整勘定も利用可能CFを表すことになる。そして、これらの項目は現在の状況と見なすことになり、ストックとして貸借対照表に記載されることになる。これが「その他の包括利益」として貸借対照表において報告される換算調整勘定である。

### ② 年金会計と「その他の包括利益」

FAS87において、追加最小負債は年金基金における積立不足が母体企業の財務諸表に記載されるものである。年金基金は企業外部に設立され、経営者の意思決定とは関係なく運営されている。すなわち、現在年金

基金が所有している年金資産をどのように運用し、積立不足を解消していくかということについて、母体企業の経営者は意思決定を行うことができず、それゆえ年金基金における積立不足は、母体企業の経営者が年金資産の公正価値の変動を自らの意思決定に組み込んでなされた活動の結果であるとはいえない。したがって、母体企業の過去の実績ということではできない。法律上、最終的な給付の責任は企業にあるため、最終的に積立不足が存在し、給付を行うことが困難になれば母体企業が年金基金に対して追加的な拠出を行う必要が出てくるが、それまでは年金基金の意思決定によって給付を行うための原資の運用が行われる。したがって、年金基金の積立不足は母体企業のCFに関する過去の実績ということではできず、将来の見込みを表すことになる。過去の実績ではないので、すでにCFが発生したと見なすことができず、したがって、実現でとらえることができない。そのため、純利益に含められず、現在においてはストックとして貸借対照表に記載されることになる。

また、現時点において、母体企業は、年金基金へ対して企業と従業員との契約によって支払うことが求められる年金給付の当期負担分を拠出する義務を負っている。その義務は従業員を雇用することによって発生する義務である。したがって、従業員に対する給料と同様に、経営者は従業員を雇用することによって生じる義務を意思決定に組み込んで事業活動を行っているであろう。すなわち、従業員の雇用が企業の行動と関連している。したがって、年金給付の当期負担分として計算される年金費用は過去の実績ととらえる必要がある。したがって、純利益に含められる。

### ③ 金融商品会計と「その他の包括利益」

FAS115およびFAS133では売買目的証券およびCFヘッジ以外の目的で所有されるデリバティブに関する評価損益は純利益に含められ、売却可能証券およびCFヘッジの目的で所有されるデリバティブに関する評価損益は「その他の包括利益」に含められる。その理由について、次のように考えることができる。

売買目的証券は短期間のうちに利益を獲得するために所有される証券であり、売買目的証券に関する評価損益は当期において実現されるべきであった収益（発生させるべきであった損失）であるが、経営者の判断に

よって、いまだ実現（発生）していないものであると解釈することができる。CFという側面からいえば、売買目的証券の公正価値の変動によって新たに得られたはずであるキャッシュ・フローをすでに生じさせていなければならないことになる。すなわち、経営者が公正価値の変動という情報を意思決定に組み込んだ結果、短期間のうちに利益を獲得するために購入した売買目的証券を所有し続けるという意思決定が行われたのであり、経営者がさらに所有し続けるという意思決定を行ったということは、公正価値の変動という利用可能キャッシュ・フローの変動に基づいて、さらなる所有という新たな活動を始めたことを意味する。新たな活動を始めたということは、公正価値の変動を認識するまでの活動を止めたということの意味する。公正価値の変動が経営者の意思決定に組み込まれた結果、企業の活動が変化したので、公正価値の変動を認識するまでの売買目的証券の保有という活動を一度リセットしなければならないことになり、公正価値の変動を認識するまでの売買目的証券の保有という活動を過去の実績として把握しなければならなくなる。つまり、過去の活動から生じさせるべきであったCFを発生させたと見なす必要がある。そして、過去の活動から生じさせるべきであったCFが新たな活動に投入されたと解釈すべきである。このように考えれば、売買目的証券の評価損益はCFに関する過去の実績ととらえることができる。CFに関する過去の実績は実現によって認識・測定されることになるため、売買目的証券の評価損益は純利益に含められることになる。

また、デリバティブに関しても同様に考えることができる。トレーディング目的のデリバティブであれば、利益を獲得するための手段が単に売買目的証券からデリバティブに変化したただけであるため、先に述べた売買目的証券の評価損益が純利益に含められるロジックを使って同様に説明できる。

一方、売却可能証券は売買目的証券にも満期保有証券にも属さない証券と定義され、少なくとも短期間のうちに利益を獲得するために所有される証券ではない。したがって、決算日においてさらに所有され続けるといえることは、企業行動に変化がないことを意味する。企業行動に変化がなければ、少なくとも短期間のうちに売却せずに売却可能証券を所有し続けるという行動が継続される。すなわち、公正価値の変動によ



て経営者の意思決定が影響を受けたわけではなく、それゆえ、短期間のうちに売却しないという活動が変化するわけではない。つまり、経営者の意思決定に公正価値の変動が組み込まれていないことを意味する。したがって、過去の実績としてとらえられるべきものではない。

ただし、財務会計および財務報告では将来CFの予測の出発点となるべき情報を示す必要があり、そのためには、先に述べたように、利用可能CFによって認識・測定が行われる必要がある。売却可能証券は少なくとも短期間のうちに売却されることはない証券であるが、将来においてCFを獲得するという性質を持っていることは事実である。したがって、売却可能証券について利用可能CFを測定しようとすれば、先にも述べたように公正価値による認識・測定が行われる必要がある。ただし、公正価値による認識・測定が行われたとしても、公正価値の変動としてとらえられる評価損益は、先に述べたように、過去の実績としてとらえられるべき性格のものではなく、当該売却可能証券が今後どのように将来CFとなっていくかという見込みを表す必要がある。したがって、財務会計および財務報告では利用可能CFを表す必要があるため、売却可能証券を公正価値で認識・測定する必要があるけれども、その評価損益はCFに関する過去の実績ではなく将来の見込みであるため、実現でとらえられる評価損益ではなく、純利益に含めることもできない。

また、デリバティブに関しても同様に考えることができる。CFヘッジに用いられるデリバティブは、予定取引の際に生じる将来CFの変動を緩和するために行われる。すなわち、予定取引が行われるかどうかという意思決定が行われた後に当該デリバティブが取得あるいは発行される。CFヘッジにおけるヘッジ対象である予定取引は発生の可能性の高い取引であり、確実に行われる取引ではない。さらに、経済環境の変化によって取引における金額は不確実である。したがって、ヘッジ対象である予定取引は不確実なものであるため、そのヘッジも不確実なものであるといえよう。それゆえ、決算日におけるデリバティブの公正価値の変動が経営者の意思決定に組み入れられようがない。ただし、デリバティブを有していることは明らかであり、売却可能証券と同様に、利用可能CFによって当該デリバティブを認識・測定する必要があるため、公

正価値によって認識・測定されることになり、その結果、公正価値の変動である評価損益は将来の見込みとしてとらえられ、現在におけるストックとして貸借対照表に記載される必要がある。

以上みてきたように、「その他の包括利益」項目の認識・測定を求めている各基準では経営者の意思決定と当該項目の関係に基づいて、その処理に違いを生じさせている。すなわち、ある項目に対する影響が経営者の意思決定に組み込まれていれば、それまでの活動を過去の実績と見なすのに対して、経営者の意思決定に組み込まれていないならば過去の実績と見なすことができない。ただし、財務会計および財務報告において利用可能CFを表す必要があるため、当該項目に関する現在の状況を表す必要がある。このように、各会計基準ではある項目の性質によって純利益に含められる評価損益と「その他の包括利益」に含められる評価損益を分けているのではなく、経営者の意思決定との関わりで分けている。

「その他の包括利益」項目は将来CFを発生させる項目に関する現在の状況を表す利用可能CFである。利用可能CFは基本的に将来CFであり、それゆえ、利用可能CFを認識・測定するためには、包括利益が計算・報告される以前に使われてきた実現では認識・測定できない。なぜなら、実現の要件となる財またはサービスの引渡と対価の受け取りという条件を満たさないからである。そのために、現在の状況を認識・測定するための規準が必要とされる。

#### 4. 包括利益計算の方法

##### (1) FASBが提唱した実現可能性と「その他の包括利益項目」

この新たな認識・測定規準について、FASBは実現可能性という規準を提唱している<sup>(34)</sup>。「その他の包括利益」項目の測定・報告を求める各基準書の中で認識・測定規準に関する言及がなく、基準書の指針となるべきCONの中で実現以外に実現可能性だけが挙げられているため、実現によって認識・測定できない「その他の包括利益」項目は実現可能性によって認識・測定されると考えられる。

実現可能性には4つの条件を満たすことが必要とされる<sup>(35)</sup>。1つ目は定義である。2つ目は十分な信頼性をもって貨幣単位で数値化可能である目的適合的な属

性を有することを意味する測定可能性である。3つ目は情報が利用者の意思決定に差異をもたらすことができることを意味する目的適合性である。最後は信頼性であり、表そうとしている事象と測定結果の一致を意味する表示上の公正性、測定者間の合意を通じて情報がその表現しようとするものを表現していることまたは選択された測定方法が誤謬または変更なく適用されていることを意味する検証可能性、事前に予定された結果あるいは特定の行動を導くことを意図した変更が存在しないことを意味する中立性という3つの要件を必要としている。実現可能性が求めるこれらの条件は抽象的なものであり、したがって、実現可能性が具体的にどのようなものかについては不明瞭である。

## (2) 井尻が提唱した相当の「硬度」と「その他の包括利益」項目

実現可能性の具体的な内容を検討する際に、井尻がアメリカ会計学会から公表した『会計測定理論』の中で提唱した相当の「硬度」<sup>(36)</sup>という概念が重要な示唆を与える<sup>(37)</sup>。会計測定値が相当の「硬度」を有するためには3つの条件が必要である<sup>(38)</sup>。1つ目は、取り消しができず、確実にそれからプラスないしマイナスの成果が生じる何らかの活動に取り組み始めたことあるいは事象が発生したことがいつになっても明らかであることを意味する検証可能な事実の存在である。2つ目は、複数の実体に合意されている測定方法が存在することを意味する測定過程の標準化である。3つ目は、一定の状況の下では一定の測定値が算出されなければならないことを意味する測定値の一意性である。そして、1つ目の条件は認識する前の段階の条件であるといえるため、これら3つが揃って会計認識・測定の条件になっていると考えられる。

そして、「その他の包括利益」項目は相当の「硬度」が求める条件を満たしている。

換算調整勘定は決算日レート法が採用された結果測定される。為替レートは日々変動するものであり、換算調整勘定を認識・測定するための検証可能な事実が存在する。また、外貨で測定された項目に決算日レートを乗じることによって換算調整勘定が測定されることから、標準化された測定である。さらに、為替レートは一定時点においては1つしか存在しないため、測定値の一意性が保証される。

追加最小負債は年金債務から年金資産を差し引き、さらに、過去勤務原価を差し引いたものである。年金債務は企業と従業員の契約によって決定され、当該契約は検証可能な事実であるから、年金債務も検証可能な事実が存在した上で測定されるものである。また、給付公式によって年金給付額が決定されることから、年金債務の測定は標準化されている。さらに、年金債務計算の計算式および仮定は財務諸表において開示されており、それによって測定値の一意性が確保される。また、過去勤務原価も年金債務と同じ性質のものであるため、相当の「硬度」が求める3つの条件を満たしている。一方、年金資産はほとんどが金融商品であり、公正価値で測定される。金融商品の価値は日々変動し、価値の変動という検証可能な事実が存在する。また、公正価値が市場価格である場合には、市場で決定される価格であるため、為替レートと同様に測定過程の標準化と測定値の一意性という条件を満たす。公正価値が見積もられる場合においても、見積もりのために用いられた方法および仮定が財務諸表において開示される。このような開示を行うことによって、測定過程の標準化と測定値の一意性を確保することができる。したがって、これらの要素から測定される追加最小負債は相当の「硬度」を有しているといえよう。さらに、金融商品の評価損益も同様である。

## (3) 実現可能性と相当の「硬度」

「その他の包括利益」項目が実現可能性によって認識・測定されていると考えられる一方、「その他の包括利益」項目は相当の「硬度」が求める条件を満たしている。したがって、実現可能性と相当の「硬度」が求める条件が一致すれば、「その他の包括利益」項目が実現可能性によって認識・測定されているといえよう。

相当の「硬度」が求める条件のうち、検証可能な事実の存在という条件は企業が将来において何らかの成果をもたらす活動を開始しているあるいは事象が発生していることを意味するため、実現可能性の条件である将来における経済的便益（の犠牲）の存在およびその変動という条件に一致すると同時に、そのような情報を提供することによって、利用者が予測を確認・訂正することを可能にするため、実現可能性が求める目的適合性という条件に一致する。

相当の「硬度」が求める測定過程の標準化という条件によって、測定後において当該測定を検証することが可能になるため、実現可能性が求める信頼性の一部である検証可能性という条件と一致する。また、測定過程の標準化によって特定のものだけに都合がよい測定が排除されるため、実現可能性が求める信頼性の一部である中立性という条件に一致する。さらに、測定過程の標準化は測定可能であることも意味するため、実現可能性が求める測定可能性という条件に一致する。

相当の「硬度」が求める測定値の一意性という条件は同じ状況の場合に同じ測定値が得られることを意味するため、実現可能性が求める信頼性の一部である会計上の表現と事実の一致を求める表示上の公正性という条件に一致する。

このように、実現可能性が求める条件は相当の「硬度」が求める条件と一致するのであり、「その他の包括利益」項目が相当の「硬度」によって求められる条件を満たしていることから、「その他の包括利益」項目が実現可能性によって認識・測定されているといえる。

#### 4. 包括利益計算の特徴と意味

##### —アメリカにおける包括利益と日本における包括利益の導入—

###### (1) 包括利益計算の枠組

各会計基準書の改訂要因、新会計基準で求められた新しい情報の内容、その計算方法について、順にみてきた。簡単に要約すると、個別的な会計領域において将来CFに関する情報が求められたとともに、会計全体に影響を与えうるCONにおいても将来CFに関する情報が重視された。その将来CFに関する情報とは利用者が将来CFを予測するために有用な情報であるとされ、その具体的な内容は利用者による予測の出発点となる利用可能CFである。そして、将来予測のためには過去の実績と現在の状況が示される必要がある。過去の実績は、すでに述べたように主観的増減額と異時点調整額が除外されているため、利用可能CFの一部分であるといえ、純利益として測定・報告されてきたものと同一であるので、改めて測定・報告が求められるようになったわけではない。それに対して、現在の状況は包括利益が計算される以前においてはほとんど

ど提供されておらず、将来CFの予測のために新たに認識・測定することが必要な情報である。ただし、ここでも利用可能CFであることが求められる。

そして、実現では認識できない新しい項目を財務諸表において認識・測定するために新たな認識・測定規準が必要となり、相当の「硬度」を有することと同義である実現可能性という規準が用いられるようになった。その結果、貸借対照表において「その他の包括利益」が計算・報告されることとなった。

先にも述べたように、利用可能CFとは経営者の主観的増減額と異時点調整額を除外したものであり、将来CFをもとに計算されるCFである。そして、将来CFはCFに関する過去の実績と現在の状況から予測されるものであり、過去の実績はCF計算書および損益計算書に記載されており、現在の状況が貸借対照表に記載されている。さらに、貸借対照表にはCF計算書の末尾の金額および損益計算書の末尾の金額も記載されている。すなわち、貸借対照表はCFに関する過去の実績と現在の状況をすべて記載したものである。この場合、損益計算書と貸借対照表で過去の実績と現在の状況という異なるCF情報が提供されるが、いずれも利用可能CFに基づく情報である。つまり、包括利益は損益計算書で提供される情報と貸借対照表で提供される情報が同じ考え方に基づいて計算されたものであることを明示する役割を担っているとともに、包括利益は、利用者が将来CFを予測するための出発点となる情報を、利用可能CFというかたちで示したものである。

###### (2) 日本における包括利益の導入

以上のように、アメリカにおける包括利益計算の枠組を考えることができる。そして、日本においても、計算方法等の細かい違いがあり、包括利益と呼ばれているわけではないが、金融商品の評価損益などアメリカにおける「その他の包括利益」に相当する項目が測定・報告されている<sup>(39)</sup>。

基本概念ワーキング・グループは討議資料『財務報告の目的』において、「企業が生み出す将来のキャッシュフローを予測するうえで、企業の直面している状況に関する情報は不可欠であるが、その情報を入手する機会について、投資家と経営者の間には一般に大きな格差がある<sup>(40)</sup>」ため、「投資のポジションとその成

果に関する情報<sup>(41)</sup>が必要であると述べている。そして、具体的な財務諸表の要素として、討議資料『財務諸表の構成要素』において、財務諸表の構成要素として包括利益を定義している。そこでは、包括利益は「純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、および、将来それらになりうるオプション所有者との直接的な取引によらない部分<sup>(42)</sup>」と定義されている。包括利益には純利益が含まれ、純利益は純資産の変動額のうち「リスクから解放された投資の成果<sup>(43)</sup>」であるとされている。したがって、包括利益のうち純利益ではないものは「リスクから解放されていない投資の成果<sup>(44)</sup>」となり、その他の包括利益という<sup>(45)</sup>。そして、純資産の変動額が包括利益であるか、それとも包括利益の中でも純利益になるのかは「キャッシュフローの裏付けが得られたか否かで判断<sup>(46)</sup>」される。

投資ポジションとは「企業がどのように資金を投資し<sup>(47)</sup>」ているのかを意味する。つまり、現在において企業が直面している状況であり、本稿で指摘した「現在の状況」を表す情報を求めているものといえよう。また、その成果に関する情報とはまさしく過去の結果であり、本稿で指摘した「過去の実績」を表す情報を求めているものといえる。そして、これらを表す情報の一部として、純利益と包括利益が定義されているのであり、基本概念ワーキング・グループはそれを「リスクからの解放」と特徴づけ、キャッシュ・フローの裏付けがあるかどうかで判断されるものとしている。つまり、討議資料における記述は、リスクから解放された結果キャッシュ・フローが生じているのであれば純利益となり、リスクから解放されていないためキャッシュ・フローが生じていないのであればその他の包括利益になると解釈することができる。

## 注

- (1) FASB, 1997, *Statement of Financial Accounting Standards No.130: Reporting Comprehensive Income*.
- (2) FASB, 1975, *Statement of Financial Accounting Standards No.8: Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and Foreign Currency Financial Statements*, par.6.
- (3) Ibid., par.105.
- (4) Ibid., par.134.
- (5) Ibid., par.133.
- (6) 具体的な例を示すと、将来受け取る価格で測定されている売掛金は、様々な要因によって回収できる金額が少なくなった場合に、その金額だけ減少させる必要がある。その後、回収不能と見積もられた部分が回収可能になった場合には、その金額を利得として計上する。外貨建売掛金の場合、売掛金金額を変動させる要因にレート変動という要素が加わるのであり、国内で行われている会計処理と整合性を持つためには減少分だけではなく増加分も認識しなければならない。
- (7) 販売時点に実現したとみるのが実現主義の原則的な適用形態である。
- (8) FASBは当時のGAAPを収益費用アプローチととらえていると考えられ（藤井秀樹、1992、「会計観の選択と概念フレームワークの構築」『経済論叢』第150巻第1号、p.135）、そのもとでは収益認識・測定にあたっては『実現主義』が適用され、『原価原則』と『費用・収益対応原則』が適用される（津守常弘、1990、「米国における利益概念の変化とその問題性」『立命館経営学』第28巻第6号、p.45）。
- (9) Haried, A. A., Imdieke, L. F., and Smith, R. E., 1994, *Advanced Accounting*, p.522.
- (10) Rosenfield, P., 1987, *Accounting for Foreign Operation*, *Journal of Accountancy*, p.104, August.
- (11) APB, 1966, *APB Opinion No.8: Accounting for the Cost of Pension Plans*, par.9.  
APBは当パラグラフで「年金費用額を算定することに関心がある」と述べている。
- (12) Lucas, T. S., and Hollowell, B. A., 1981, *Pension Accounting: The Liability Question*, *Journal of Accountancy*, October, p.62.  
なお、Lucas and Hollowellが主張している年金負債とは、積立不足額を意味する。
- (13) Ibid., p.63.
- (14) Ibid., p.66.
- (15) Seaman, J. F., and Hensold Jr, H. H., 1982, *Pension Plan Obligations: The 'Real' Impact*,

- Journal of Accountancy*, July, pp.87-88.
- (16) FASB, 1975, *Statement of Financial Accounting Standards No.12: Accounting for Certain Marketable Securities*, par.9.
- (17) Blum, J. D., and Jensen, H. L., 1978, *Accounting for Marketable Securities in Accordance with FASB Statement No.12, Management Accounting*, September, p.41.
- (18) Foran, N. J., and Foran, M. F., 1987, SFAS No.12 and the Conceptual Framework, *Accounting Horizons*, Vol.1, No.4, p.45.
- (19) *Ibid.*, p.45.
- (20) 吉田康英、1999、『金融商品の時価会計論』、税務経理協会、pp.72-73。
- (21) FASB, 1978, *Statements of Financial Accounting Concepts No.1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, HIGHLIGHTS.
- (22) *Ibid.*, pars.24-25.
- (23) FASB以前の基準設定団体による基準設定の際には、「直接デュープロセスに利用者が参加しなかった (MillerMiller, P. B. W., 1985, The Conceptual Framework Myths and Realities, *Journal of Accountancy*, March, p.64.)」ことが指摘されている。なお、CON全体のデュープロセスについては徳賀 (徳賀芳弘、1986, 『『基礎的概念構造』プロジェクトとSFACシリーズ』, 『海外事情研究』, 第13巻第2号) を参照せよ。
- (24) Pacter, P. A., 1983, The Conceptual Framework: Make No Mystique About It, *Journal of Accountancy*, July, p.88.
- (25) 会計が将来において受け取るキャッシュの金額、時期、不確実性を評価するのを助ける情報を提供すべきであるので、予測自体を行うのは利用者である。
- (26) 業績に関する情報は発生主義会計に基づく利益とその構成要素であり、現金の受払に関する情報よりも良好な指標を提供する (FASB, 1978, par.44.)。
- (27) FASB, 1981, *Statement of Financial Accounting Standards No.52: Foreign Currency Translation*.
- (28) *Ibid.*, par.6.
- (29) FASB, 1985, *Statement of Financial Accounting Standards No.87: Employer's Accounting for Pensions*.
- (30) FASB, 1991, *Statement of Financial Accounting Standards No.107: Disclosures about Fair Value of Financial Instruments*, par.5.
- (31) *Ibid.*, par.11.
- (32) FASB, 1993, *Statement of Financial Accounting Standards No.115: Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*.  
FASB, 1998, *Statement of Financial Accounting Standards No.133: Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*.
- (33) FASB, 1984, *Statements of Financial Accounting Concepts No.5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, par.83-a.
- (34) *Ibid.*, par.83.
- (35) *Ibid.*, par.63.
- (36) 井尻雄士、1976、『会計測定 of 理論』, p.54。
- (37) 『会計測定 of 理論』が公表されたのは、FASBがCONの設定を始めた時期であり、FASBの議論にも影響を及ぼしていると考えられる。さらに、井尻は、CON設定の第一歩となったトゥルーブラッド委員会にコンサルタントとして出席し (井尻、1976、p.vii)、また、FASBに委託されて契約上の権利および義務の認識に焦点を当てた研究も行っている (Storey, K. S., and Storey, S., 1997, *Financial Accounting Standards Board Special Report: The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, p.195)。
- (38) 前掲書、pp.54-55。
- (39) 例えば、企業会計審議会、1999、『金融商品に係る会計基準』を参照せよ。
- (40) 基本概念ワーキング・グループ、2004、討議資料『財務報告の目的』, par.1。
- (41) 前掲書、par.2。
- (42) 基本概念ワーキング・グループ、2004、討議資料『財務諸表の構成要素』, par.8。
- (43) 前掲書、par.9。
- (44) 前掲書、par.7。
- (45) 前掲書、par.12。
- (46) 前掲書、par.10。

- (47) 基本概念ワーキング・グループ、2004、討議資料『財務報告の目的』, par.1。